

お知らせ

十二月四日～十日は「人権週間」です

「世界人権宣言」は、一九四八年（昭和二十三年）十二月十日に国際連合で採択されました。これを記念して国際連合は、十二月十日を「人権デー」(Human Rights Day)と定めています。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、十二月四日から十日までを「人権週間」と定め、広く国民に人権デーの意義を訴え、人権意識の普及を高揚を図っています。

- そこで、名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、「第六十四回人権週間」の啓発活動重点目標として「みんなで築こう 人権の世紀」を考えよう相手の気持ち 育てよう 思いやりの心」を掲げ、次の事項を強調事項とするとともに、さまざまな行事を開催します。
- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切に育てよう
- 障害のある人の自立社会参加を進めよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう

- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害はやめよう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 人身取引をなくそう

- 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう
- 「人権ハートフルフェスティバル」十一月九日（日）ウインクあいち（愛知県産業労働センター）
- 「全国中学生人権作文コンテスト愛知県大会」の最優秀賞の表彰式および受賞作品の発表、第三十九回人権を理解する作品コンクール」優秀作品の展示

- 東日本大震災被災者の人権相談、子どもの人権相談、女性のための人権相談を開催
- 日時・場所 十二月九日（日）午前10時～午後四時・名鉄百貨店本館十階「友の会文化教室」
- 問い合わせ先 名古屋法務局人権擁護部 ☎052(952)8111

人権相談特設相談所を開設

人権は、幸福な人生を送るために最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の権利が尊重されなければなりません。国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることにより、明るい社会をつくるのが大切です。

人権擁護委員が相談員となつて、特設相談所を開設します。ご利用ください。

- 日時 十二月六日（木）午後一時～午後三時
- 場所 中央公民館本館三〇五号室

- 問い合わせ先 住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111(内306)

東日本大震災義援金の受け付けを平成二十五年三月末まで延長

町では、東日本大震災に対する義援金の受付期間を延長することにしました。義援金の申し出が多数寄せられている現状を踏まえて、平成二十五年三月二十九日（金）まで延長します。

平成二十三年三月十五日に受け付けを開始し、多くの皆さんから義援金が町に寄せられています。今後も日本赤十字社愛知県支部を通じて被災地支援を行ってまいります。皆さんのご支援、ご協力をよろしくお願いします。

□問い合わせ先

住民福祉課社会福祉係 ☎(48)1111(内346)

十一月は「子ども・若者育成支援県民運動強調月間」です

子どもたちの健やかな成長は地域みんなの願いです。

愛知県では、十一月を「子ども・若者育成支援県民運動強調月間」と定め、街頭キャンペーンなどを通じて、心身ともにたくましい青少年の育成を呼びかけています。

町でも、十一月一日（木）に阿久比駅前で、青少年健全育成地区推進員の皆さんによる街頭啓発活動を実施しました。



この機会にもう一度、青少年を取り巻く環境を見直し、地域ぐるみで子どもたちを見守りましょう。

- 問い合わせ先 社会教育課 ☎(48)1111(内262)